

Statesmen need knowledge more than courage

# 偏差値秀才は無能である!

いまの日本の政治を悪くしているものを一つ挙げよ、と問われたら、私は躊躇することなく「偏差値秀才による権力の行使」と答えたい。

歴史的にみて明治維新は偉大であった。だがこのとき、科挙の制(公務員試験制度)を導入したことには悔いが残る。古来より日本は、外国の進んだ制度や技術を取り入れ、それを日本化することによって繁栄してきた。しかし一貫して、シナの科挙の制だけは受け入れなかった。それは正しい選択だった。幕末に日本を訪れたH・シュリーマンというドイツ人は、税関を担当していたサムライに、荷物検査を免除してもらうために賄賂を渡そうとした。しかし、そのサムライは「日本男児」であることを理由に断った。シュリーマンは、その誇り高きサムライの対応に感銘を覚えた。だが明治政府は、こうしたサムライのクビを切り、科挙の制を導入した。以来、国家公務員試験合格者が行政官僚となる。結果、日露戦争以後あたりから偏差値秀才が国の舵をとるようになった。

偏差値秀才たちは、英米による経済圧迫や国際共産主義による日本への工作に対して、何ら効果的な対応ができなかった。後の日本にとって致命傷となる統帥権干犯問題という明治憲法の欠陥も改めることができなかった。南雲忠一という偏差値秀才は勝てる戦をぶち壊した。辻政信という偏差値秀才は稚拙な作戦をくりかえし、当時のソ連からアホ呼ばわりされている。

戦後も偏差値秀才による権力行使はつづく。彼らはバブル経済をつくり、それに対する批判が高まると、たった一通の局長通達で日本経済を壊した。平成の偏差値秀才は、グリーンピアをつくりマッサージ器を買っている。そして何よりも、難問山積する政治課題を前にして抜本的かつ本質的な対策を講じることができない。さらに悲惨なことは、官僚をコントロールすべき政治家にも偏差値秀才が多いことだ。

戦後の日本の教育は、こうした偏差値秀才をたくさん創り上げることに成功した。また、国家公務員試験制度は、選りすぐりの偏差値秀才たちに国家権力を与えた。日本の現状はその結果である。

何度でも言う。偏差値秀才は無能である。いつの時代でも、国民にとって最大の不幸は、無能な人間に統治されることである。日本を良くする第一歩は、この種の人間から権力を取り返すことに他ならない。

以下、なぜ偏差値秀才ではダメなのか、問題提起したい。

三宅隆介

みやけ りゅうすけ  
**三宅隆介**

川崎市議会議員



和を以って  
貴しと為せ

## 偏差値秀才の定義…

偏差値秀才を次のように定義する。

- 1 知識はあるが思考力に乏しい人間 (マニュアル人間)
- +
- 2 人間性が低く、勇気と決断力に乏しい人間
- ||
- 弱い人間

この種の人間には、絶対に権力を与えてはならない。なぜなら、強い人間は権力を公のために行使するが、弱い人間は権力を自分のために行使する。また、偏差値秀才は常に強いものの味方であり、失敗しても責任をとらない。ただ彼らはマニュアル人間としては立派だ。しかしマニュアル人間は不測の事態に対応する能力に欠けている。

今の日本の政治に戦略性が乏しいのも、政治家や官僚などの偏差値秀才たちに戦略的思考能力が欠如しているからである。知識だけでは戦略は生まれない。そして彼らは、戦略的思考能力に欠けているがゆえに、手段の目的化という愚を犯しやすい。

## 共同体を率いる指導者の役割とは…

四書五経には指導者の役割が書いてある。古来、東洋の優れた指導者たちはこれらのことを実践してきた。これによれば指導者の役割は次の二つに集約される。

- 1 共同体の安全を守ること
- 2 共同体を進歩させること

戦略的思考能力が無く人間性に乏しい人、つまり弱い人間には共同体を守ること、人や社会を進歩させることもできない。『論語』には「礼の用は、和を貴しとなす」とあり、聖徳太子の憲法十七条にも「和を以って貴し」とある。ここでいう「和」とは、和気藹々とか和やかという意味ではない。適材適所を指す。指導者が適材適所を進めれば、社会や共同体は必ず進歩する。だからこそ和が貴い、と言っている。「礼」とは、正しく能力を評価し、正しく差別すること。人種差別や男女差別はあってはならないが、能力の差別だけはあっていい。礼がなければ和にならない。共同体を率いるリーダーは「礼」と「和」を正しく理解しなければならない。

## 有能な人間に権力を委ねよう…

権力を正しく行使できる人材をつくり、有能な人間が権力を行使する社会をつくらねばならない。そもそも正しく行使されなければ「権力」とは言わない。早急に以下の二点を行うことが必要である。

- 1 教育システムを改めること
- 2 公務員の採用方法を改めること

戦後教育では、  
「叱るより誉める」 「権力は悪」  
「子供は権利の主体」 「校長は悪」  
「先生と生徒は対等」 「体罰は悪」  
「子供のゆとりが大事」 「個性重視」  
「力は悪」

という考え方が大腕を振るってきた。結果、多くの偏差値秀才が養成された。その付随として、約32万世帯にも及ぶヒキコモリ件数と、約64万人にも及ぶニートが発生した。さらに酷くなると信じがたいような凶悪犯罪に走る子供もいる。

まずは、戦後教育を抜本的に改めることではないか。

# 体罰は、善である！

平成21年第2回  
川崎市議会定例会一般質問

## 体罰を定義できない教育委員会

みやけ りゅうすけ

## 三宅隆介 市議の議会質問

三宅隆介市議は、平成21年第2回川崎市議会定例会の一般質問に立ち、本市教育委員会に対して、「体罰」について質問しました。

現在の学校教育においては「体罰」が禁止されています。しかし、この体罰に関しては多くの誤解があるように思えます。教育上、体罰は「善」なのか、それとも「悪」なのか、川崎市議会において問題の提起をしました。

三宅隆介市議は、「体罰」を次のように定義します。

「体罰」とは、子供の進歩を目的とした有形力の行使こと。一方、子供の進歩を目的としない有形力の行使を「暴力・虐待」といいます。親や教師が自分たちの鬱憤をはらすために行う有形力の行使は、当然のことながら「暴力・虐待」です。それは自分たちの利益であって子供の利益ではないからです。このように「体罰」と「暴力・虐待」は根本的に違います。また、子供の身体に後遺症として残るような有形力の行使も「暴力・虐待」であり、体罰とはいいません。残念ながら、多くの教育者が体罰と暴力の違いを履き違えています。

例えば、外科医が患者の病を治療するためにメスを入れます。体にメスを入れても、これは病を治すという明確な目的を持っていますので犯罪ではありません。体罰もこれと同じです。子供の進歩という明確な目的を持っていますので犯罪ではないのです。進歩とは、正しい理性(正しい知識、強い感情、安定した意志)を創り上げる、ということであり、これが教育の戦略的な目的です。

以下、質疑の要約です。

### 体罰とは、子供の進歩を目的とした有形力の行使

**三宅隆介市議**▶ 体罰と虐待の違いをそれぞれ定義してください。

**教育長**▶ 体罰とは、教員等が児童生徒に対して行った懲戒の内容が、殴る、蹴るなどの身体に対するもの及び正座・直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させるような被罰者に肉体的な苦痛を与えるようなもの。虐待とは、保護者が監督する18歳未満の子どもに対して行う、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢や拒否、心理的虐待をいう。

#### RYUSUKE's POINT

教育長によれば、体罰とは子供に肉体的苦痛を与えるもの、ということです。全くデタラメな定義です。しかもそれを悪だ、と言っているわけですから、スポーツ選手の厳しい特訓もすべて悪ということになります。体罰の定義がまるでできていません。体罰とは、子供の進歩を目的とした有形力の行使のことです。虐待の定義も噴飯物です。虐待を定義するのに、「虐待」という言葉を使って定義しているのですから話になりません。

### 子供は恥じることで果敢に行動する

**三宅隆介市議**▶ なぜ体罰はいけないのか？

**教育長**▶ 体罰による指導は正常な倫理観を養うことはできず、児童生徒による力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがある。

#### RYUSUKE's POINT

そもそも倫理観を養えない有形力の行使は、体罰といわず暴力といえます。おそらく教育長は「礼」という言葉の意味すら解っていないのでしょうか。「礼」とは自分の能力を正しく評価する能力、あるいは師の能力を正しく評価する能力のことです。つまり、尊敬する師の能力と未だ足りない自分の能力とを比較して「恥を知る」ということです。四書の一つ『中庸』にも「恥を知るは勇に近し」とあります。恥を知らなければ進歩できない、と言っています。子供は、恥じることにより果敢に行動します。そして、行動することにより進歩します。体罰は子供が恥を知るための有効な手段であり、子供に行動を起させ進歩させるという明確な目的をもってしています。

### 体罰は懲戒のひとつ

**三宅隆介市議**▶ 民法822条は、体罰は懲戒の一つであり教育上必要である、と言っています。体罰を認めない学校教育法11条は、これと矛盾していないか？

**教育長**▶ 懲戒行為は法律で許される範囲のことを想定しており、体罰は児童生徒に長時間にわたって肉体的苦痛を与えるもので、学校教育法で認められた範囲を超えた行為として禁止された行為と考えております。

#### RYUSUKE's POINT

体罰は懲戒の一部です。やはり教育長は「体罰＝暴力」と認識しているようです。

そもそも、現代の社会で指導的立場についている人々の多くが体罰世代です。体罰が悪であるというのなら、これらの立場にある皆さんはすべて教育上の失敗作ということになります。一方、体罰を禁止した現在の学校において、「不登校児童」「無気力な子供」「校内暴力」「陰湿なイジメ」などがより多く発生していることについては、どのように説明するのでしょうか。体罰(三宅が定義する体罰)が子供を駄目にする、というのは歴史の歪曲です。

### 教育長は自分の意見を持っていない

**三宅隆介市議**▶ 教育長は、あくまでも「体罰は悪である」という意見をお持ちのようだが、意見を創るための手段は「演繹法」と「帰納法」の二種類しかない。もし、演繹法、帰納法のどちらでもない、ということであるなら、その意見は誰かの受け売りか、他人の意見をそのまま鵜呑みにしていることになる。教育長はどちらの方法で「体罰は悪」という意見をお持ちになったのか？

**教育長**▶ 帰納法とか演繹法とか学んだことがございますが、そういうふうな方法をとるまでもなく、体罰は少なくとも学校教育法上は行き過ぎた懲戒行為であり禁止されているものです

#### RYUSUKE's POINT

教育長はおそらく「演繹法」や「帰納法」がどのようなものを理解していないのでしょうか。帰納法によって意見をつくるのであれば、教育現場において「体罰は悪」という仮説をたて、それを立証することが必要です。また演繹法によって意見をつくるのであれば、体罰の定義、善悪の定義をそれぞれ明確にした上で理論を創らねばなりません。「法律に書いてあるから…」というのは意見ではありません。教育長は自分の意見をお持ちになっていないようです。

### 精神を定義することができない教育委員会

**三宅隆介市議**▶ 現在の教育行政では「精神」というものをどのように定義しているのですか？

**教育長**▶ 甚だ大きなテーマであり、答えに窮します。子供たちが健全に育成される方向にむけて行っていくのが教育です。

#### RYUSUKE's POINT

まことに牽強付会(けんきょうふかい)です。教育行政を司る責任者が「精神」を定義できないのです。精神を正しく定義できずして、いったい何を教育しているのでしょうか。精神とは「行動のプログラム(知識・感情・意志)」です。人間の行動はすべて精神によって行われます。正しい行動をするためには、正しく、強く、安定した理性を創り上げなければなりません。だからこそ教育があるのです。

精神を定義できないところに、現在の教育行政がなかなか成果をだすことができない根本原因がみられます。

※牽強付会(けんきょうふかい)…  
道理に合わないことを、  
自分に都合のいいように  
無理にこじつけること。  
(小学館『日本国語大辞典』より)

三宅の発想、隆介の視点

